

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和3年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年7月20日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年8月26日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
みどり自然課 (農村計画課)	<p>7 ふるさと農村地域活性化基金 ② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について</p> <p>当基金の充当事業である「有害鳥獣被害防止対策推進事業」において、補助金交付要綱で提出を求める書類に不備があり、適切な効果測定が実施されていない。</p> <p>よって、県は効果測定にとって重要な情報である「被害軽減効果」を必須の回答項目として定め、記載要領や記入例を示した上で、各市町村へ周知徹底することで、適切な効果測定を実施するための情報を収集できる環境を整える必要がある。</p>	<p>当基金を充当して実施する「山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金」の目的は、電気柵の設置による鳥獣被害軽減であるが、効果測定にとって重要な情報である「被害軽減効果」を事業実績報告における必須の回答項目として定めていなかった。</p> <p>そこで、令和3年度の補助金交付要綱において、事業実績報告書の添付資料の様式中、「被害軽減効果」欄について必須回答項目として定めるとともに、記載要領や記入例を追加して、各市町村へ周知した。</p>
みどり自然課	<p>12 やまがた緑環境税基金 ② 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託）</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員が代表を務める会社への物品購入代の支払に対して補助金が交付されていた。</p> <p>特定の個人が代表を務める会社</p>	<p>「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」においては、補助対象団体の会員（個人）への謝金、役務費、旅費及び委託費は補助対象外としていたが、補助対象団体の会員（個人）が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外としていなかった。</p> <p>指摘を受けて、令和3年度の補助金交付要綱を改正し、補助対象団体の会員（個人）が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及</p>

	<p>は個人の意思で経営の意思決定を行えるため、法人と個人を一体として捉えることが適切である。また、県は物品の購入代と認識しているが、その実態は業務委託である。</p> <p>よって、県は、補助対象外経費の判断にあたり、経費の実態を把握するとともに、「事業実施主体構成員」の範囲に、個人だけでなく当該個人が代表を務める法人を含めて判断すべきであり、当該認識について事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。</p>	<p>び委託費は、補助対象外にすることとした。また、審査を行う各総合支庁に対し、事務に遺漏なきよう周知した。</p> <p>なお、当該事業の趣旨は、県民がボランティア的に森林づくりに参加する活動に対する補助事業であることから、人件費的な要素に乏しい需用費（資材費、消耗品費、燃料費、印刷代）については、支払先が補助対象団体であっても、引き続き、補助対象としている。</p>
みどり自然課	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>③ 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員に対する手数料）</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員に対する手数料に対して補助金が交付されていた。</p> <p>県は、補助対象事業者に対して改めて補助対象経費の範囲を周知するとともに、事業実績報告時の検査の厳格化を行うように、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。</p>	<p>「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」においては、補助対象団体の会員（個人）への謝金、役務費、旅費及び委託費は補助対象外としていたが、補助対象団体の会員（個人）が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外としていなかった。</p> <p>指摘を受けて、令和3年度の補助金交付要綱を改正し、補助対象団体の会員（個人）が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外にすることとした。また、審査を行う各総合支庁に対し、事務に遺漏なきよう周知した。</p> <p>なお、当該事業の趣旨は、県民がボランティア的に森林づくりに参加する活動に対する補助事業であることから、人件費的な要素に乏しい需用費（資材費、消耗品費、燃料費、印刷代）については、支払先が補助対象団体であっても、引き続き、補助対象としている。</p>
防災危機管理課	<p>5 災害救助基金</p> <p>② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について</p> <p>当基金を充当して購入した防災資機材等の毎年度末における管理状況を報告する「防災資機材等管理</p>	<p>「イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致」「ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」（供与数）の</p>

状況報告書」において、次の2種類の不備が散見された。

イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致

ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減（供与数）の不一致

県は「山形県防災資機材等管理運営要綱」に定めるとおり、「防災資機材等管理状況報告書」を正確に作成し、正しい災害供与品の数量管理を行うべきである。

不一致」について確認し、不一致がないように修正した。

なお、災害供与品について、正しい数量管理が出来ていなかったことから、令和2年度末時点の報告依頼の際に、『提出にあたっては「複数人で確認すること」「前年度の報告書との整合性を確認すること』を明記し、現在は、上述のとおり不一致は解消している。